

不適正表示一覧表

表1

番号	商品名	内容量(g)	不適正表示の内容	適用条項(食品表示基準)	販売期間	販売数量(袋)
1	バターボール	90	・ニュージーランド産バターを使用したにもかかわらず、包装の表面に「北海道産バター使用」と表示	第9条第1項第13号	少なくとも令和5年4月から令和6年4月まで	351,720
			・ニュージーランド産バターを使用したにもかかわらず、包装の表面に「北海道産バター使用」と表示		少なくとも令和6年5月から令和6年12月まで	79,635
計			・原材料名に使用していない「デキストリン」を表示 適正な表示例:水飴、砂糖、バター、食塩、植物性油脂 不適正表示の内容:水飴、砂糖、 <u>デキストリン</u> 、バター、食塩、植物性油脂			431,355

表2

番号	商品名	内容量(g)	不適正表示の内容	適用条項(食品表示基準)	販売期間	販売数量(袋)
1	沖縄黒糖飴	130	・製品中の沖縄県産黒糖の配合割合が1%未満であるにもかかわらず、包装の表面に「製品中沖縄県産黒糖9%使用」と事実と異なる表示 ・原材料名について「水飴、加工黒糖、 <u>赤糖(粗糖、糖みつ)</u> 、 <u>黒砂糖</u> 、食塩」と表示するところ、「水飴、加工黒糖、 <u>黒砂糖</u> 、 <u>赤糖(粗糖、糖みつ)</u> 、食塩」と、原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示せず	・第7条の表の「特色のある原材料等に関する事項」の項 ・第3条第1項の表の「原材料名」の項	少なくとも令和6年4月から令和7年9月まで	349,919

表3

番号	商品名	内容量(g)	不適正な表示	適正な表示例	不適正表示の内容	適用条項(食品表示基準)	販売期間	販売数量(袋)
1	復刻版 塩あめ	105	水飴、砂糖、 <u>デキストリン</u> 、食塩	水飴、砂糖、食塩	・原材料名に使用していない「デキストリン」を表示	第9条第1項第13号	少なくとも令和6年5月から令和7年11月まで	272,288
2	塩あめ	115						235,360
3	復刻版 塩あめ(天草の塩)	105						206,400
4	まろやかな塩飴	115						152,038
5	くまモン塩うめ飴	90						84,120
6	くまモン塩飴	90						77,380
7	ブルーベリーキャンディ	80	砂糖、水飴、 <u>デキストリン</u> 、ブルーベリー果汁	砂糖、水飴、ブルーベリー果汁				88,100
8	くまモンふたつどう飴	90	水飴、砂糖、 <u>デキストリン</u>	水飴、砂糖				47,280
9	塩あめ(伯方の塩)	130	水飴、砂糖、 <u>デキストリン</u> 、食塩	水飴、砂糖、食塩				39,585
10	匠の塩飴3種アソート	750	水あめ、砂糖、 <u>デキストリン</u> 、食塩	水あめ、砂糖、食塩			少なくとも令和6年5月から令和7年7月まで	192,400
11	匠の塩飴さっぱりレモン味	100						168,980
12	匠の塩飴さわやかマスカット味	100						116,640
13	匠の塩飴3種アソート	2,000						17,328
14	匠の塩飴さっぱりレモン味	750						12,990
15	匠の塩飴さわやかマスカット味	750						11,790
16	匠の塩飴さっぱりレモン味	2,000						1,776
17	匠の塩飴さわやかマスカット味	2,000						1,156
18	甘酒あめ	120	水飴、砂糖、 <u>デキストリン</u> 、甘酒濃縮液、植物性油脂	水飴、砂糖、甘酒濃縮液、植物性油脂				11,080
計								1,736,691

合計

2,517,965